# 知的財産制度国際調和の潮流と課題

植村昭三

2006.2.7

# 国際フォーラムの多極・分散化

#### I.BIRPI時代(19世紀-1960)

パリ条約(1883);ベルヌ条約(1886); BIRPI (知的所有権保護合同国際事務局)設立(1893)

#### **Ⅱ. 国連(UNCTAD)・WIPO時代(1960–1986)**

国連総会決議「途上国への技術移転における特許の役割」(1961) UNCTAD決議「技術移転」(1972) WIPO設立(1967)・国連専門機関化(1974)、PCT条約(1970) パリ条約改正外交会議(1980より四会期)

#### Ⅲ. GATT/WTO·WIPO時代(1986–2000)

プンタ・デル・エステ宣言(1986)、WIPO特許法調和条約外交会議(1991) (地球サミット、生物多様性条約(CBD)、1992)、WTO/TRIPS協定(1994) マト・リット・・プロトコル(1989)、TLT(1994)、ヘーグ協定ジュネーブアクト(1999) WCT、WPPT(1996)、PLT(2000)

# Ⅳ. マルチプルフォーラ時代(2000-現在)

#### <国連機関>

#### 総会

- -UNHCHR(OHCHR)(国連人権高等弁務官(事務所))
- -UNCTAD(国連貿易開発会議)
- ─UNDP(国連開発計画)
- -UNEP(国連環境計画)/SCBD(生物多様性条約事務局)
- -UNCITRAL(国連国際商取引法委員会)

#### ECOSOC(経済社会理事会)

- —UNPFII(国連先住民族問題常設会議)
- \_CHR(人権委員会)
- \_UNCSD(国連持続可能な開発委員会)

#### <国連専門機関>

WIPO(世界知的所有権機関)

UNESCO(国連教育科学文化機関)

FAO(国連食料農業機関)

IFAD(国際農業開発基金)

WHO(世界保健機関)

ITU(国際電気通信連合)

UNIDO(国連工業開発機関)

ILO(国際労働機関)

WB(世界銀行)

#### く非国連機関>

WTO(世界貿易機関:前GATT)

WCO(世界関税機構)

UPOV(植物新品種保護国際同盟)

INTERPOL/ICPO (国際刑事警察機構)

HCCH(へ一グ国際私法会議)

OECD(経済協力開発機構)

#### <非政府機関>

ICANN (Internet Corporation For Assigned Names And Numbers)

#### く地域フォーラン

APEC(アジア太平洋経済協力)

ASEM(アジア欧州会合)

ASEAN(東南アジア諸国連合)

SAARC(南アジア地域協力連合)等

#### <プルリラテラルフォーラ>

三極、G8等

<バイラテラルフォーラ>

FTA. EPA



# (1)開発

#### 【国連】

ミレニアム宣言(国連ミレニアム・サミット)(2000) ミレニアム開発目標(MDGs)(2000) UNCTADサンパウロ・コンセンサス(2004) ILO委員会最終報告「公正なグローバル化」(2004) UN事務総長報告「より大きな自由を求めて」(2005.3) ミレニアム宣言に関する国連サミット(2005.9)

#### [WIPO]

WIPO 開発アジェンダ(2004.9アルゼンチン・ブラジル提案)

- ・開発促進の観点からWIPOの任務・統治を見直し
- ·会期間政府間会議(IIM)→暫定委員会(PCDA)

#### [WTO]

ドーハ閣僚宣言(Doha 開発アジェンダ)(2001)

- ・世界経済の安定的発展のためのWTO制度強化
- ・途上国の世界貿易体制への取込みの緊急性の認識
- ·知的財産権:公衆衛生、CBD関連

# (参考)「ミレニアム宣言」、「ミレニアム開発目標 (MDGs)」

ミレニアム宣言(国連ミレニアム・サミット、2000):「平和、安全及び軍縮」、「開発と貧困撲滅」、「環境」、「国連強化」等について幅広く言及(グローバル化に伴う開発途上国の特別な困難を認識、など)

ミレニアム開発目標(MDGs):8つの目標と18のターゲット、2015年という達成期限と具体的数値目標、

ミレニアム開発目標(MDGs)

目標1:極度の貧困及び飢餓の撲滅

\_\_\_\_\_

目標6:HIV/AIDS、マラリア、その他の疾病との闘い

目標7:環境の持続可能性確保

目標8:開発のためのグローバルなパートナーシップの推進 【ターゲット 12:さらに開放的で、ルールに基づく、予測可能 でかつ差別的でない貿易及び金融システムを構築する。 (良い統治、開発及び貧困削減を国内的及び国際的に公約 することを含む。)】

# (参考) 「WIPO開発アジェンダ」の実行を検討するための アルゼンチン・ブラジル提案(2004.9 WIPO一般総会)

#### IPと開発に関する高レベル宣言の採択

一般総会または特別な国際会議による採択。宣言は、WIPOメンバー国、国際社会全体が提起した開発問題を謳うべき。

#### WIPO設立条約改正

WIPOの目的(3条)、役割(4条)に開発側面を明記。

3条(i)項の修正案:「締約国、特に開発途上国及び後発開発途上国、の開発ニーズを 十分考慮して」を加える。

#### 交渉中の条約

SPLT等の条約に、技術移転、反競争的慣行、公益柔軟性に関する条項を導入。T RIPS7及び8条に類する原則、目的条項を導入(ただしWIPO条約は、「貿易側面」は明 示的には扱わない)。

#### 技術協力

今後のプログラム予算委員会において、IPO強化を目的とした、一貫した数年次に渡る、WIPO/途上国協力計画を策定する。それによって、IPOが国内開発政策の有効な活動要素と成りうる。こうした計画はセクションVIIIで設定した原則・目的に沿ったものとすべき。

#### IPと技術移転

効果的技術移転を確実にする措置を検討すべく、IP・技術移転常設委員会を創設する。

#### IP/開発に関するWIPO・WTO・UNCTAD共催国際セミナー

公益NGO、市民社会及び学界を含めたすべての関係者の参加を得て開催する。

#### 市民社会の参加

NGOに関するWIPOの語法を変えて、市民社会のWIPO活動への幅広い参加を確保する措置を取らねばならない。

#### 開発アジェンダ作業部会

開発アジェンダ実行、作業計画を議論するために創設し、次期総会に報告させる。

# (2)遺伝資源(GR)/伝統的知識(TK)/ フォークロア(EoF)他

#### [WIPO]

- 〇政府間委員会(IGC:2000)
- 〇特許法常設委員会(SCP)/SPLT交渉
- OPCTリフォーム作業部会

国際的保護スキーム、GR開示要件等

#### [FAO]

OIPTGRFA(食料農業用植物遺伝資源条約) 主要農作物のアクセス利益配分を規定 多国間システム、IP条項、農家の権利等

#### [WTO]

OTRIPS理事会 TRIPSとCBD、TK、EoFとの関係等

#### [UNESCO]

- 〇文化多様性に関する世界宣言(2001)
- 〇無形文化遺産の保護に関する条約(2003)
- 〇文化多様性条約(2005)

#### [UNEP/SCBD]

- OABS作業部会
- OTK作業部会

原産国の国際証明制度 利益配分の国際的レジーム等

#### 【その他】

UNPFII、UPOV、UNCTAD UNCSD、UNDP、WHO、UNU OHCHR、WB、IFAD等

# (3)公衆衛生

#### [WTO]

- Oドーハ閣僚会議「TRIPS協定と公衆衛生に関する宣言」(2001)
  - 31条(b)(国家緊急事態)に関する解釈合意
  - 31条(f)(専ら国内市場向け生産)要件の緩和検討指令
- ○一般理事会合意(2003.8.30(暫定措置)→2005.12.6(恒久化))

#### [WHO]

〇知的財産権・技術革新・公衆衛生委員会(CIPIH)(2003年設立) 途上国向け新薬開発奨励策の検討

#### [WIPO]

〇開発途上国の技術・法整備援助

# (4)情報社会/IT/インターネット

#### 【国連/ITU】

〇世界情報社会サミット(WSIS)

- (1) 第一フェーズ(ジュネーブ)(2003.12) WGIG(インターネット統治作業部会)設立(知財権問題検討)
- (2) 第二フェーズ(チュニス)(2005.11) Internet Governance Forum創設

#### [WIPO]

- (1)「デジタルアジェンダ」(1999)電子商取引と知的財産
- (2)商標等標章のインターネット使用に関する共同勧告(2000.9)
- (3)ドメインネーム紛争処理:WIPOインターネット・ドメインネーム・プロセス
- (4)IPシステムと情報社会に関するオンラインフォーラム(2005.6)
- (5)視聴覚実演に関する国際文書(未採択)等

#### [WTO]

〇「グローバル電子商取引に関する宣言」(1998)で検討開始

### (参考) WIPOデジタルアジェンダ

(1999年電子商取引と知財に関するWIPO国際会議でDG発表; 1999年 WIPO一般総会採択)

- WIPOnet等の手段によるり発展途上国の参加の拡充。
- WCT(WIPO著作権条約)とWPPT(WIPO実演レコード条約)の発効。
- WCT及びWPPTの原則を視聴覚的著作物に広げる; 放送事業者の権利をデジタル時代に合わせる; データベース保護に関する可能な国際的文書作成に向けて進展させる
- WIPOインターネット ドメインネームプロセス。
- オンラインサービスプロバイダー(OSPs)の知的財産侵害法責任に関する国際ルール。
- 電子的著作権管理システム及びそのメタデータの相互運用可能性と相互接続; 文化遺産のデジタル表現についてのオンラインライセンシング; 知的財産紛争処理のオンライン管理
- PCT、マドリッドシステム及びへ一グシステムのオンライン化。
- デジタル資産のグローバルライセンシングのためのモデル手続き及びモデル様式; 電子文書の公証;
  - ウエブサイトが知的財産関連の適切な基準及び手続きに適合していることを認証する手続きの導入。
- 電子商取引に関連して生じるその他のあらゆる知的財産課題を検討。
- 知的財産に影響する横断的課題 (とりわけ、電子的契約の有効性、及び裁判管轄権)に関する適切な国際的ポジションの策定に当たり、他の国際機関と調整。

# (5)国際私法

#### [HCCH]

- ○民事・商事事件一般に適用される国際裁判籍及び 外国判決承認執行に関する包括的条約草案(知的財産権に ついては原則として登録国の専属管轄)→合意に至らず
- ○管轄合意に関する条約(2005.6)

著作権以外の知的財産権については基本的に適用除外

#### **[UNCITRAL]**

電子署名、電子的契約の有効性

# (6)エンフォースメント/権利行使

WTO、WIPO、WCO、INTERPOL(ICPO)、WHO Global Congress on Combating Counterfeiting and Piracy OECD、APEC、ASEM等

## (7-1) 実体特許法調和·SPLT(WIPO)

- 経緯:1984、グレースピリオド検討開始、1985より包括的実体法 調和を目指し政府間で検討。1991年に外交会議開催するも未合意。
- 2000.11:SCP(特許法委員会)によるSPLT検討再開決定
- 2000.11:SCP(特許法委員会)によるSPLT検討再開決定。
- 2001.5-2004.5:5-10会期SCP検討。

先進国の立場:審査負担軽減項目重点に法、規則、運用レベルの「深いハーモ」を目指す。

途上国の立場:遺伝資源開示要件、公益、技術移転、反競争 的慣行等を含む条項が含まれるべき。

妥協策として、日米欧より先行技術、グレースピリオド、新規性、 進歩性にまず限定する提案するも膠着状態に入る。

- 2004.9-10WIPO一般総会:同旨の日米共同提案合意に至らず、次期SCP日程はDGの非公式協議を踏まえ決定
- 2005.2.16-17SCP非公式会合(カサブランカ):コンセンサスなし。 2005.6.1-2 第11回SCP:コンセンサスなし。 2005.9-10 WIPO一般総会:2006WIPO一般総会で次年度作業計画のみ。
- 2006.3.1-3 SPLT草案に関するオープンフォーラム
- 2006.4.10-12 SPLT非公式会期

#### (参考)日米欧動向

- 2000:リスボン特別欧州理事会「リスボン戦略」採択(イノベーション、2010年目標)
- 2002:IP戦略会議「IP戦略大綱」 2002:USPTO「21世紀戦略プラ ン I 発表
- 2002:日米「先行技術調査結果・審 査結果の相互利用の推進に 関する共同プロジェクト」原則 合意。
- 2002:三極ワークロードWG合意; 相互利用プロジェクト開始
- 2003:三極電子包袋相互アクセス 検討開始:機械翻訳システム 開発検討開始
- 2004.12:Palmisano Report (Innovate America)(人材開 発、投資、IP含むインフラ)
- 2005.2:先進国予備的調和会合(ワシントン)
- 2005.3:先進国「IPと開発に関する サブグループ会合」 (声明採 択)
- 2005.3:先進国「SPLTファーストパッケージに関するサブグループ会合」(声明採択)
- 2005.5:先進国「特許制度調和に関する全体会合」
- 2005.6:米国特許法改正案H. R. 2795提出
- 2005.7:共同体リスボンプログラム (共同体特許に言及)

# (7-2)制度調和・商標/意匠

#### 商標、意匠及び地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT)

1998年3月のWIPO加盟国総会において、従来特定の課題ごとに専門家委員会において議論していた形態から、所定の分野に属する課題を網羅的に扱う常設委員会の設置を決定。それに基づき、商標、意匠及び地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT)を設置。

- (a)これまでの検討成果
  - ① 周知商標保護に関する共同勧告
  - ② 商標ライセンスに関する共同勧告
  - ③ インターネット上の商標等の保護に関する共同勧告
  - ④ 商標法条約(TLT)の改正案作成。1996年の発効後、電子出願の普及等技術の急速な発展や、2000年に特許法条約(PLT)が採択されたことを受け、これらへの対応を図り、手続面の更なる簡素化・調和促進を図るため。主な改正項目は、総会の設立、電子出願の許容、手続期間の救済、商標ライセンス等。2006. 3. 13-31にシンガポールで外交会議開催決定。
- (b) 今後の検討テーマ(2005. 11第15回SCTで合意)

商標:新しいタイプの商標、インターネット上の商標の保護、商標と著作権の関係、 商標異議申立手続

パリ条約6条の3(国の紋章等の保護)

意匠:工業意匠と立体商標、意匠登録の手続に関する方式事項の調和 地理的表示

# (7一3)制度調和•著作権、著作隣接権

- WCT(WIPO著作権条約)とWPPT(WIPO実演レコード条約) の推進(それぞれ2002年 3月6日、5月20日に発効; WCTのCP: 53(アジアでは日、韓、シンガポール、インドネシア、フィリピン): WPPTのCP: 51(アジアでは日、シンガポール、インドネシア、フィリピン); TRIPSプラス; IN対応の権利: アップロード/利用可能化権、技術的保護手段、ほか)
- 視聴覚的実演の保護(2000年外交会議、19/20合意、権利移転問題、総会議題)
- 放送事業者の権利の保護(早ければ2006年12月にも外交会議開催の可能性。ウェブキャスティング問題)
- 創作性のないデータベースの保護(SCCR議題、sui generis/ misappropriationアプローチ、 例外の幅)
- **例外と制限**(Exceptions & Limitations; SCCR(2004.11)においてチリ提案;教育、 図書館、障害者、等)
- その他

オンラインサービスプロバイダー(OSPs)の知的財産侵害法責任(WCT/WPPT:国内法に委任(Agreed Statement);ワークショップ(1999. 12):各国、地域レベルで異なる法制、ノーテイス・テークダウン、制度調和の検討);準拠法;著作権集中管理;技術的保護手段、デジタル権利管理;再販権;マルチメデイア著作物の所有権;任意登録制度;伝統文化的表現(フォークロア)の保護

# Key Issues (1)

- 国際フォーラムの多極・分極化
  - ・同一・類似の議論の重複
  - 関連議論の情報不足、入手の困難性



国際機関: ガバナンス(フォーラム調整・選択)、情報共有

国内担当省庁:横の連携の強化、情報共有

〇 "政策空間"の多面性

産業政策、公共政策、開発政策 / 経済、社会、文化、環境、人権など



# Key Issues (2)

- 〇 知財の政治問題化
  - •南北対立の先鋭化
  - •SPLT(実体特許法条約)、PCTリフォーム、TIRPS理事会の 議論等への影響



- 〇知財シンパの育成 (経済協力、キャパビル支援、Show casing等)
- 〇多面的アプローチ 政治的解決 法技術的側面からのアプローチ ソフト・アプローチ(ガイドライン、企業の行動規範)

# Key Issues (3)

# O Stakeholdersの広がり

政府(IPO)、産業界、大学・研究機関、消費者、市民社会開発途上国など



- 〇政府、民間、学者の役割
- 〇縦から横のつながり
- OImpact Analysis研究
- ○国際規範・規律の在り方の検討

(参考)WIPO Japanオフィスの設置